

2020年1月15日
住友生命保険相互会社

＜新先進医療特約・先進医療特約のご契約者さまへ＞

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」・「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」の先進医療からの削除（見込み）に関するお知らせ

▶ 現在、厚生労働省にて令和2年度の診療報酬改定に向けて、先進医療に関する検討が行われており、その中で「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等について、**先進医療から削除される見込み**となっております。

（他の先進医療技術についても削除される可能性があります。最終的な決定は2020年3月の厚生労働省告示をもってなされる見込みです。）

▶ お客さまが受けられる治療が、**新先進医療特約・先進医療特約のお支払対象となる「先進医療による療養」**に該当するかにつきましては、**治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください**ますようお願いいたします。

当社の新先進医療特約・先進医療特約では、「先進医療による療養」をお支払対象としております。お支払対象となる「先進医療による療養」とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養※」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。

※評価療養とは、「公的医療保険制度の給付対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養」のことを言います。

このため、当社の新先進医療特約・先進医療特約にご加入いただいた後も、この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術はお支払対象となりますが、一方で、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合（公的医療保険制度の給付対象となっている場合）や、承認取消等の理由によって先進医療に該当しない場合は、お支払いできません。

先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している病院等の最新情報については、厚生労働省のホームページにて一覧をご確認いただくことができます（当社ホームページからもご覧いただけます）が、一覧に記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

以上